

担い手確保・経営強化支援事業実施要綱

制 定 平成28年 1 月20日付け27経営第2612号

最終改正 令和 3 年12月20日付け 3 経営第2243号

第 1 趣旨

総合的な T P P 等関連政策大綱（令和 2 年12月 8 日 T P P 等総合対策本部決定）に即し、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を育成し、力強く持続可能な生産構造を実現することが必要である。

このため、担い手の育成・確保の取組と農地の集積・集約化の取組を一体的かつ積極的に推進する地域において、地域の担い手が農産物の輸出の取組や将来の輸出の取組に向けた低コスト化、品目転換・拡大の取組など意欲的な取組により農業経営の発展に取り組む際に必要となる農業用機械・施設（以下「機械等」という。）の導入等について支援し、農業の構造改革を一層加速化することとする。

第 2 目標

本事業は、第 1 の趣旨を踏まえ、農産物の輸出の取組など意欲的な取組による付加価値額の拡大など経営発展に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組む担い手を支援することにより、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るものとする。

第 3 事業内容

本事業は、次に掲げる事業により構成し、必要な事項については、別記に定めるものとする。

1 融資主体型補助事業

この事業は、事業実施主体が作成する担い手確保・経営強化支援計画（今後の地域農業を担う担い手の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標等を定めたものをいう。以下「担い手支援計画」という。）に基づき、付加価値額の拡大などの経営発展に意欲的に取り組む地域の担い手が、主として融資機関から行われる融資を活用するなどして機械等の導入等の事業を行う場合（以下、事業を行う場合に活用する融資を「プロジェクト融資」という。）において、当該事業に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行う事業とする。

なお、この機械等の導入等の事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年 4 月 5 日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

2 追加的信用供与補助事業

この事業は、担い手支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、プロジェクト融資を活用して 1 の事業を実施する場合（別記の第 1 の 4 の（1）のイの（ウ）の地域における継続的な農地利用を図る者として事業実施主体が認める者が活用する場合を除く。）に、当該プロジェクト融資に係る保証を行う農業信用基金協

会（以下「基金協会」という。）に対し、当該プロジェクト融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行う事業とする。

第4 事業の推進体制等

- 1 都道府県知事は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、農業経営相談所（農業経営法人化支援総合事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の4の農業経営相談所をいう。以下同じ。）等の支援機関並びに農地中間管理機構、農業共済組合、農業協同組合、農業協同組合連合会その他の農業団体等（以下「関係機関」という。）との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、融資機関及び基金協会との連携により、本事業の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取り組む事業実施地区が都道府県域を超える場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

- 2 事業実施主体は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、支援機関及び関係機関との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、事業実施地区が複数の市町村にまたがる場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。
- 3 農林水産省本省、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局は、本事業の効率的かつ適正な実施が図られるよう、相互に連絡調整を緊密にするとともに、関係部局が一体となって、本事業の実施についての指導・助言に当たるものとする。また、国、都道府県及び事業実施主体の相互の緊密な連携・協力・情報提供等により、本事業の円滑な推進を図るものとする。

第5 関連施策との連携

- 1 事業実施主体は、助成対象者の経営発展、農地の集積・集約化等の円滑な推進等を図るため、担い手の育成・確保及び農地の集積・集約化等に関する各種施策の積極的な活用努めるとともに、助成対象者の農作業安全対策の取組促進や意識の向上を図るため、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。
- 2 事業実施主体は、助成対象者に対して、以下の取組の実施を働きかけるものとする。
 - ① 本事業の実施をはじめとする経営発展に向けた取組が円滑に進展するよう、農業経営相談所等の支援機関の積極的な活用
 - ② 自然災害や感染症、大事故が発生した場合に、農業者の中核となる事業の継続や可能な限り短時間での復旧が可能となるよう、農業版BCP（事業継続計画）の策定
 - ③ 着実な経営発展に向け、自らの農業経営を客観的に把握し経営管理を行うことができるよう、青色申告の実施

第6 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 事業実施主体は、助成対象者に対して、本事業の実施に係る関係書類等の電磁的記録による保管や電子メールによる提出を認めるなど、助成対象者の事務負担の軽減に努めるものとする。
- 2 事業実施主体は、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電

磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができるものとする。

- 3 都道府県知事は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- 4 地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、都道府県知事に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）その他の法令及びこの要綱の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。
- 5 地方農政局長は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、事業実施主体又は都道府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。
- 6 地方農政局長は、都道府県知事に対し、本事業の効果等の検証・説明を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講ずることができる。

また、事業実施主体及び助成対象者は、都道府県知事が行う調査、報告又は資料の提出に協力するものとする。

第7 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、補助するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）に掲げる事業をいう。以下同じ。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業（経営体育成交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（3）に掲げる事業をいう。以下同じ。）及び経営体育成支援事業における追加的信用供与補助事業（経営体育成支援事業実施要綱第3の1の（2）及び2の（2）に掲げる事業をいう。以下同じ。）により基金協会に交付した助成金の精算が終了していない場合は、第3の1の（2）の経費に充てることができるものとし、この場合における精算等の取扱いについては、本事業の規定を適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月11日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年11月15日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。ただし、成果目標の達成状況の報告及び事業評価に係る事業実施主体から都道府県知事への報告については、助成対象者から成果目標等の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、改正後の担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第10号）により行うものとする。

なお、当該成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、原則として補正を行うものとする。

また、目標年度の翌年度以降に当該成果目標のうち必須目標が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合で、当該成果目標に係る実績の補正が困難なときは、期間を延長した上で適切な措置を講じるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年2月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則 （令和元年5月8日付け元経営第2号）

- 1 この通知は、令和元年5月8日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。ただし、成果目標の達成状況の報告については、別記の第2（1のなお書きを除く。）及び第3の規定によるものとする。

附 則 （令和３年１月28日付け２経営第2557号）

- １ この要綱は、令和３年１月28日から施行する。
- ２ この通知による改正前までに実施している事業については、別記の第２及び第３の規定を除き、なお従前の例による。
- ３ この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の別紙様式第２号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- ４ この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和３年12月20日付け３経営第2243号）

- １ この要綱は、令和３年12月20日から施行する。
- ２ この通知による改正前までに実施している事業については、別記の第２及び第３の規定を除き、なお従前の例による。

第1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、適切な人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。以下「進め方通知」という。）の1に定める人・農地プランをいい、4の（1）のアにより、その適切性が確認されたものをいう。以下同じ。）に基づき、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「農地中間管理事業法」という。）第4条の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。）を活用して農地の集積・集約化を進めている地域等において経営発展に向けた意欲的な取組を促進し、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るため、事業実施主体が担い手支援計画を作成し、5に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業実施地区

- （1）担い手支援計画に基づき実施する事業については、適切な人・農地プランに基づき、農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組む地域（活用することが確実な地域を含む。）内で行われるものとする。この場合、農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組む地域とは、農地中間管理機構から賃借権等の設定等（農地中間管理事業法第18条第1項に規定する賃借権の設定等及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第7条の規定により農地中間管理機構が行う農地売買等事業による権利の設定等をいう。以下同じ。）がされた農地が存在し、農地中間管理機構からの賃借権等の設定等により担い手の規模拡大や農地の集積・集約化に取り組む地域をいうものとする。また、農地中間管理機構を活用することが確実な地域とは、農地中間管理事業法第2条第5項に規定する農地中間管理権の設定等のため市町村において農用地利用集積計画の作成等がされた農地又は賃借権等の設定等のため市町村において農用地利用配分計画（案）の作成等がされた農地が存在し、農地中間管理機構からの賃借権等の設定等により担い手の規模拡大や農地の集積・集約化に取り組む地域をいうものとする。
- （2）担い手支援計画に基づき実施する事業については、原則として農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。以下同じ。）内において行われるものとするが、農業振興地域外であっても、同事業が行われる農業振興地域内の地区と隣接する地域であって、かつ、農業振興地域内で行われる当該事業と一体的に事業を実施することが担い手の育成・確保を実現する上で適当であると認められる地域については、農業振興地域内で行われる事業と併せて、同事業を実施することができるものとする。
- （3）担い手支援計画に基づき実施する事業における事業実施地区は、原則として、人・農地プランが作成されている地域と一致させるものとする。なお、担い手支援計画において定める目標の実現のために必要な場合であって、担い手への農地の集積・集約化に資する場合には、（1）に掲げる適切な人・農地プランが作成されている地域を併せて事業実施地区とすることができる。

- (4) 人・農地プランを作成していない地域であっても、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者（設定等を受けることが確定している者を含む。以下同じ。）が営農する範囲を担い手支援計画に基づき実施する事業における事業実施地区とすることができるものとする。この場合、事業実施主体は、今後の人・農地プランの作成時期や作成の見通しなどを担い手支援計画で明らかにするものとし、遅くとも5の（2）の目標年度までに人・農地プランを作成するものとする。

3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、市町村とする。

4 事業内容

(1) 融資主体型補助事業

ア 適切な人・農地プランの地域

事業実施主体は、事業実施地区が以下のいずれかに該当することについて確認するものとする。

- (ア) 進め方通知の2の（2）に定める具体的な進め方に即して、アンケートの実施、地域の状況の地図化及びこれらに基づいた地域の徹底した話し合いが行われ、その結果の取りまとめ・公表がされていること。
- (イ) 進め方通知の3に定める既に実質化されているとして市町村のホームページで公表されている地域内であること。
- (ウ) 進め方通知の4に定める実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等の地域内であること。
- (エ) 進め方通知の5の（1）に定める工程表（令和3年度末までの実質化の取組の完了を見据えて策定されたものに限る。）が市町村のホームページで公表されている地域内であること（当該工程表に定められた取りまとめ期限を経過しているにもかかわらず、人・農地プランの取りまとめが行われていない等、当該工程表に基づく人・農地プランの実質化の取組が適切に行われていない場合を除く。）。

イ 助成対象者

事業実施主体は、以下に掲げる者を対象として助成を行うことができるものとする。

- (ア) 適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体（以下「中心経営体」という。）であり次のいずれかの要件に該当する者。
 - a 基盤強化法第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者（同法第23条第4項に規定する特定農業法人を含む。以下同じ。）であること。
 - b 基盤強化法第14条の4第1項の規定に基づき青年等就農計画の認定を受けた認定就農者であること。
 - c 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体その他委託を受けて農作業を行う組織（法人を除く。）であって、次の要件を満たすものであること。
 - (a) 代表者の定めがあり、定款又は規約が定められていること。
 - (b) 共同販売経理を行っていること。
 - (c) 法人化することが確実であると見込まれること。
- (イ) 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者（2の（4）に該当する場合に限る。）。

(ウ) 地域における継続的な農地利用を図る者として事業実施主体が認める者。

ウ 助成対象となる事業内容等

(ア) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が農産物の輸出など意欲的な取組による付加価値額の拡大などの自らの農業経営の発展を図るために行う次に掲げる取組であって、当該取組の実施に要する経費についてプロジェクト融資を受けるものであることとする。ただし、イの(ウ)に規定する助成対象者(以下「事業実施主体が認める者」という。)については、プロジェクト融資を受けないで行う取組も対象とするものとする。

a 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の改良又は取得

b 農地等の改良又は造成

(イ) (ア) の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

a 単年度で完了すること。

b 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。

なお、事業の対象となる機械等(中古資材等を活用して整備する施設を含む。以下同じ。)が中古機械又は中古施設(以下「中古機械等」という。)である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。

c 原則として、事業の対象となる機械等は、新品時の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)第1条第1項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。)がおおむね5年以上20年以下のものであること。

ただし、事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、上記に加え、同令第3条による耐用年数(以下「中古資産耐用年数」という。)が2年以上のものであること(法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。)

d 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。

(a) フォークリフト、ショベルローダー、バックホー及びGPSガイダンスシステム(農業用機械に設置するものに限る。)等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。

i 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。

ii 農業経営において真に必要であること。

iii 導入後の適正利用が確認できるものであること。

(b) 環境衛生施設(トイレ等)、ほ場観測施設、中継拠点施設(農機具格納庫等)等の施設については、(a)のiからiiiまでの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。

- e 導入等を予定している機械等が、経営体の成果目標の達成に直結するものであること。
 - f 導入等を予定している機械等が、既存の機械等の代替として、同種・同能力等のものを再度整備（いわゆる更新）するものではないこと。
 - g 本事業以外の国の補助事業の対象として導入等するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。
 - h 都道府県知事が事業実施主体に対して行う担い手支援計画の承認以前に助成対象者自ら又は本事業以外の補助事業を活用して、着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械等を本事業に切り替えて整備するものでないこと。
 - i 助成対象者が、過去に本事業、経営体育成支援事業（被災農業者向け経営体育成支援事業を除く。以下この i において同じ。）又は強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ又は地域担い手育成支援タイプ（被災農業者支援型を除く。以下この i において同じ。））（以下「本事業等」という。）により機械等を導入等している場合にあっては、次に該当するものであること。
 - (a) 本事業により機械等を導入等している場合は、目標年度に成果目標を達成していること又は目標年度の翌年度以降に成果目標をおおむね達成していること（既に報告されている担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書で確認されている場合に限る。）。
 - (b) 経営体育成支援事業により機械等を導入等している場合は、目標年度までに成果目標を達成（選択目標又は事業関連取組目標についてはおおむね達成）していること又は目標年度の翌年度以降に成果目標をおおむね達成していること（既に報告されている経営体育成支援事業目標達成状況報告書で確認されている場合に限る。）。
 - (c) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ又は地域担い手育成支援タイプ）により機械等を導入等している場合は、目標年度までに成果目標を達成（事業関連取組目標についてはおおむね達成）していること又は目標年度の翌年度以降に成果目標をおおむね達成していること（既に報告されている強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業実施状況報告書及び評価報告書で確認されている場合に限る。）。
 - j 導入等する機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害による被害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等することとし、また、当該機械等の処分制限期間において加入等が継続されるものであること。
 - k 導入を予定している機械等の販売店やメーカー、ICTベンダー等が農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定。以下「GL」という。）で対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がGLに準拠するものであること。
- エ プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金及び法律

又は地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。

- (ア) 農業協同組合
 - (イ) 農業協同組合連合会
 - (ウ) 農林中央金庫
 - (エ) 株式会社日本政策金融公庫
 - (オ) 沖縄振興開発金融公庫
 - (カ) 株式会社商工組合中央金庫
 - (キ) 独立行政法人奄美群島振興開発基金
 - (ク) 銀行
 - (ケ) 信用金庫
 - (コ) 信用協同組合
 - (サ) 都道府県
- (2) 追加的信用供与補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、プロジェクト融資について、次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会を対象として助成を行うことができる。

- (ア) プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

a 認定農業者に貸し付けられるもの

個人3,600万円（法人にあっては7,200万円）

b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの

個人3,000万円（法人又は任意団体にあっては6,000万円）

- (イ) 融資機関（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。）第2条第2項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。

- (ウ) プロジェクト融資に係る保証を行う場合には、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保険に付すること。

- (エ) 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ 助成金の使途等

- (ア) 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該基金協会の区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号に定める方法により管理しなければならないものとする。

- (イ) 基金協会は、(ア)の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業、経営体育成支援事業及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ及び地

域担い手育成支援タイプ)における追加的信用供与補助事業については、この限りでない。

(ウ) 基金協会は、(ア)の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業及び経営体育成支援事業における追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。

a 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済

b 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん

(エ) 基金協会は、(ウ)において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する(ア)の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

5 成果目標

(1) 本事業の成果目標は、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成を図ることとし、4の(1)のイの(ア)又は(イ)に規定する者については付加価値額の1割以上の拡大、4の(1)のイの(ウ)に規定する事業実施主体が認める者については付加価値額の拡大とする。

(2) 本事業の成果目標の目標年度は、6の(2)による担い手支援計画の承認を受けた年度(以下「担い手支援計画承認年度」という。)の翌々年度とする。

6 実施手続

(1) 担い手支援計画の作成

ア 事業を実施しようとする事業実施主体は、次の事項を定める担い手支援計画を作成するものとし、担い手支援計画の作成に当たっては、当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関との調整を行うものとする。また、その際の担い手支援計画の作成は、助成対象者の別表4の配分基準表(以下「配分基準表」という。)においてポイント化した項目、成果目標に係る現状、目標年度までの各年度の目標及び導入等する機械等の規模決定の根拠等について、客観的な資料により確認の上、担い手確保・経営強化支援計画書(別紙様式第1号)により行うものとする。

(ア) 事業実施地区の成果目標

(イ) 事業実施計画

(ウ) その他必要な事項

イ 担い手支援計画の作成に当たっては、助成対象者や助成対象事業内容等の要件を的確に把握する等の観点から、助成対象者等に確認の上、関係書類を整備し、記載するものとする。

なお、関係書類の整備に当たっては、助成対象者の負担軽減を図るため、市町村等の担当部局や関係部局等が保有するデータ等により記載が可能となる場合は、当該データ等の写しをもって代えることができるものとする。

ウ 個人情報(氏名、住所、共済加入情報等)を地方公共団体及び共済組合等で共有することについて、必ず助成対象者に説明の上、同意を取るものとする。なお、農産物の輸

出に向けた取組を行う助成対象者の取組内容については、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）に情報提供を行うものとする（担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書（別紙様式第1号別添1）のⅣの（4）において情報提供に同意していない場合を除く。）。

（2）担い手支援計画の承認等

ア 事業実施主体は、（1）で作成した担い手支援計画を都道府県知事に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 都道府県知事は、アにより提出を受けた担い手支援計画について、次に掲げる要件を全て満たす場合に当該担い手支援計画の承認を行うものとする。

（ア）5の成果目標が市町村基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）等の当該市町村における今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向及び適切な人・農地プランに即したものであること。

（イ）助成対象者について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経営発展効果の発現が見込まれるものであり、別表1（事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準（以下「目標水準表」という。））の必須目標項目（助成対象者が配分基準表の項目欄の②経営面積の拡大以降の各項目について今後の取組に基づきポイント化している場合は、必須目標項目と当該ポイント化した項目に対応する目標項目）について目標年度までの各年度における数値目標を設定し、経営発展に取り組むものであること。

（ウ）事業実施地区の各助成対象者が、5の（1）の規定に基づき付加価値額の拡大の目標を設定していること。なお、以下に該当する場合は、該当する各助成対象者は付加価値額の1割以上の拡大の目標を設定しているものとみなす。

a 事業実施地区内の助成対象者（事業実施主体が認める者を除く。）全体で付加価値額の1割以上の拡大の目標を設定している場合。

b 認定就農者など農業経営の現況に関するデータが存在しない者であって、基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた青年等就農計画などに記載された年間農業所得目標から換算された付加価値額が目標となっている場合。

c 就農後5年度以内の者であって、青年等就農計画などに記載された年間農業所得目標から換算された付加価値額又は現状の付加価値額に1.1を乗じた付加価値額のうち、いずれか高いものが付加価値額の目標となっている場合（親族が経営する農業経営体に就農した者を除く。）。

（エ）助成対象者の成果目標は、事業実施主体及び助成対象者の取組内容に関連するものであり、事業実施地区の生産構造の改善につながるものであること。また、成果目標の設定に当たっては、現状値及び目標年度までの各年度の目標の設定根拠が明確となっていること。

（オ）過去に本事業等を実施している場合にあっては、特段の事情なく、現状値が過去の本事業等による成果目標の達成状況を下回っていないこと等、過去の本事業等との整合が図られていること。

（カ）人・農地プランの実質化の取組について、担い手支援計画の承認までに実質化することとして別表5の地区配分基準表（以下「地区配分基準表」という。）の項目欄の

③人・農地プランの実質化の取組のアによりポイント化している場合は、実質化された人・農地プランが公表されていること。

なお、上記に限らず、本事業を契機として、積極的に人・農地プランの実質化の取組を推進していること。

(キ) 事業実施地区が2に規定する地区に該当していること。

(ク) 助成対象者が認定農業者である場合には、当該助成対象者の経営体調書の内容が基盤強化法第12条第1項の認定を受けた農業経営改善計画（特定農業法人の場合には、同法第23条第1項の認定を受けた特定農用地利用規程（同法第23条第7項に規定するものをいう。））に即したものであること。

(ケ) 助成対象者が認定就農者である場合には、当該助成対象者の経営体調書の内容が基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた青年等就農計画に即したものであること。

(コ) 助成対象者が4の(1)のイの(ア)のcの組織である場合には、同規定を満たす組織であること。

(サ) 助成対象者が4の(1)のイの(ウ)の事業実施主体が認める者である場合には、以下のaからcまでの事項を含む判断基準を事業実施主体が設定しているものであること。また、当該助成対象者が判断基準のa、b又はcのいずれかに適合することが客観的な資料で確認できるものであること。

a 当該市町村の認定農業者の平均所得のおおむね8割以上の所得があること。

b 中心経営体又は認定農業者であること。

c 10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）が明確になっていること。

(シ) 助成対象となる事業内容が、4の(1)のウの規定に適合するものであること。

ウ 都道府県知事は、担い手支援計画の承認を行うに当たっては、その承認しようとする担い手支援計画の成果目標の妥当性等について、地方農政局長と協議を行うものとする。その際の成果目標の妥当性等の協議は、担い手確保・経営強化支援計画成果目標妥当性等協議申請書（別紙様式第2号）により行うとともに、担い手支援計画を取りまとめた都道府県別実施計画（別紙様式第3号）を作成し添付するものとする。

エ 事業実施主体は、承認を受けた担い手支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、当該事業実施主体が所在する地域を対象区域とする基金協会に当該担い手支援計画の写しを送付するものとする。

(3) 事業の着工

ア 助成対象者は、事業に着工（機械等の発注を含む。）する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情が認められるときは、市町村が定める交付規則等（以下「市町村交付規則等」という。）における交付決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届を提出している場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。

イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、中古機械等を含め、自ら一般競争入札、農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等による複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このこと

について、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、助成金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。

また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

エ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

オ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届が提出されている場合は、この限りでない。

なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出に代えることができるものとする。

カ 都道府県知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が図られるよう努めるものとする。

7 担い手支援計画の重要な変更

担い手支援計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、6の手続に準じて行うものとする。

なお、これに該当しない変更にあたっては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。また、都道府県知事は、これらを掌握して適切に助言・指導等を行うよう努めるものとする。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 事業実施地区の変更
- (3) 助成対象事業内容の新設

8 事業の完了

(1) 本事業は、原則として担い手支援計画承認年度において事業を完了するものとする。

(2) 事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該しゅん工届に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出に代えることができるものとする。

9 導入等した機械等の管理運営等

事業実施主体は、助成対象者に対し、導入等した機械等を常に良好な状態で管理し、故障・不具合があった場合は必要に応じて修繕・改築・再取得等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営等するよう指導するものとする。

(1) 管理方法

ア 事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、法定耐用年数（中古機械等の場合は中古資産耐用年数）に相当する期間に準じて処分制限期間を設定させるものとする。

イ 事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。

ウ 事業実施主体は、助成対象者に対し、導入等した機械等について、管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等（これらに準ずるものを含む。以下同じ。）を作成し、整備保存させるものとする。

エ 事業実施主体は、助成対象者がウで作成した機械等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、機械等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて助成対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。

なお、過去に他の補助事業により導入等した機械等についても、同様に適切な管理運営等が行われるよう助成対象者に対し指導するものとする。

（２）財産処分の手続

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、（１）のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、補助金適正化法第22条に準じた財産処分として、市町村交付規則等に基づき財産処分の申請を行わせ、事業実施主体の承認を受けさせるものとする。また、事業実施主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

（３）災害の報告

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに助成対象者に報告させるものとする。

（４）増築等に伴う手続

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ助成対象者に報告させるものとする。

第２ 目標達成状況の報告等

- 1 事業実施主体は、担い手支援計画承認年度から目標年度の前年度までの間における毎年度、助成対象者から成果目標の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、担い手支援計画に定められた成果目標の達成状況を担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第４号）により都道府県知事に報告するものとする。なお、当該成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、客観的な資料に基づき補正を行うものとする。

また、担い手支援計画承認年度及び目標年度前年度の必須目標の達成状況がいずれも80%未満である助成対象者については、目標年度における必須目標の確実な達成を図るため、農業経営相談所等の支援機関に登録されている中小企業診断士、税理士、経営コンサルタント等の専門家などを活用して、重点的な指導を行うものとする。

なお、導入等した機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入が通年で継続されていることを農業共済担当部局等に確認するものとする。

- 2 都道府県知事は、1による報告を受けた場合は、その内容について点検し、担い手支援計

画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないとき（必須目標が達成されていないとき又は選択目標がおおむね達成されていないときをいう。以下同じ。）その他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うものとする。

特に点検の結果、当該年度における成果目標の達成状況が50%未満である事業実施主体に対しては、関係部局と連携を密にしながら、重点的に助言・指導を行うものとする。

都道府県知事は、この点検結果及び指導内容を、地方農政局長に、翌年度の7月末までに報告するものとする。

- 3 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、当該年度における成果目標の達成状況の点検を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 4 事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、成果目標の達成状況及び点検結果を取りまとめ、公表するものとする。なお、経営局長にあっては、3による地方農政局長からの報告（北海道にあっては2による報告）を取りまとめ、公表するものとする。
- 5 地方農政局長は、2による報告のほか、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、事業実施状況等について報告を求めることができるものとする。

第3 事業の評価

- 1 事業実施主体は、目標年度の翌年度に助成対象者から成果目標の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、目標年度における担い手支援計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価し、その達成状況を担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第4号）により都道府県知事に報告するものとする。なお、当該成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、客観的な資料に基づき補正を行うものとする。

事業実施主体は、成果目標が達成されていない場合には、助成対象者ごとに、その理由及び地域への影響等を目標未達成理由等の報告書（別紙様式第5号）により併せて報告するものとする。

また、必須目標の達成状況が80%未満である助成対象者については、必須目標の早期・確実な達成を図るため、目標未達成の理由等を分析の上、専門家等を活用して、重点的な指導を行うものとする。

なお、導入等した機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入が通年で継続されていることを農業共済担当部局等に確認するものとする。

- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合は、その内容について点検評価し、担い手支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないときその他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を地方農政局長に、翌年度の7月末までに報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、2の指導を行った結果、担い手支援計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までには当該成果目標が達成されるよう事業実施主体に対し、継続的に助言・指導を行うとともに、必要に応じてその状況を地方農政

局長に報告し、連携して対応するものとする。

なお、都道府県知事は、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標をおおむね達成することが困難であると認められる場合には、事業実施主体に事業を中止させるなど、適切な措置を講ずるものとする。

ただし、当該成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合で、当該必須目標に係る実績の補正が困難なときは、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。

- 4 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 5 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、その結果を公表するものとする。なお、経営局長にあっては、4による地方農政局長からの報告（北海道にあっては2による報告）を受けた評価結果を取りまとめ、公表するものとする。

第4 国の助成措置等

- 1 本文第7により国が行う補助の額は、以下により算定するものとする。

(1) 融資主体型補助事業

ア 事業実施主体ごとの補助率は2分の1以内とし、担い手支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの助成金の額を合計した額とする。

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額は、次の（ア）から（ウ）までのうち最も低い額（事業実施主体が認める者である場合は、（ア）又は（ウ）のいずれか低い額）を限度とする。

（ア） 助成の対象となる経費に2分の1を乗じて得た額

（イ） 助成の対象となる経費のうちプロジェクト融資額

（ウ） 助成の対象となる経費からプロジェクト融資額及び地方公共団体等による助成額（農業関係機関が実施する助成事業等の本事業に関連する助成金を含む。）を控除して得た額

(2) 追加的信用供与補助事業

事業実施主体への補助率は定額とし、担い手支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち、保証付きプロジェクト融資の額の合計額に15分の1を乗じて得た額に相当する額とする。

(3) 附帯事務費

本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費の2分の1以内の額とする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業に要する総事業費に別表2に定める附帯事務費の率を乗じて得た額以内とし、補助対象範囲は、別表3に定めるとおりとする。

- 2 国は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が配分予定額を上回る場合には、次に掲げる方法により算出された額及び附帯事務費のうち都道府県附帯事務費の額を都道府県ごとに配分するものとする。

なお、(1)で算出した配分基準ポイントが同一の場合には、事業実施地区の実要望国費

（追加的信用供与補助事業費を除く。以下同じ。）が小さい事業実施地区に優先して配分するものとし、実要望国費が同一の場合には、事業実施地区の総事業費（追加的信用供与補助事業を除く。）に占める実要望国費の割合が低い地区に優先して配分するものとする。

- （１）事業実施地区ごとに、助成対象者の取組内容を配分基準表に基づきポイント化し、その合計値を助成対象者の数で除し、一助成対象者当たりの平均ポイントを算出し、当該平均ポイントに地区配分基準表の点数を合計した配分基準ポイントを算出する。
- （２）配分予定額のうちスマート農業の生産現場段階での実装を優先して支援するために設定する額の範囲内で、（１）で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における（１）のポイント化を行った各助成対象者の要望額のうちスマート農業の実施に必要な機械等の要望額又は（５）に掲げる上限額のうちいずれか低い額を算出する。
- （３）配分予定額から（２）で算出された額を控除した額の範囲内で、（１）で算出した配分基準ポイントの高い地区から順に、当該事業実施地区における（１）のポイント化を行った各助成対象者の要望額に基づく助成金の額又は（５）に掲げる上限額のうちいずれか低い額から（２）で算出対象となった額を控除した額を算定する。
- （４）（２）及び（３）により算出された額に係る追加的信用供与補助事業及び附帯事務費のうち市町村附帯事務費の額を算定する。
- （５）助成対象者ごとの上限額は、第１の４の（１）のイの（ア）又は（イ）に規定する者については、法人の場合は3,000万円、法人以外の者の場合は1,500万円とし、第１の４の（１）のイの（ウ）に規定する事業実施主体が認める者については100万円とする。

第５ 追加的信用供与補助事業の精算等

- １ 都道府県知事は、基金協会に対して事業実施主体が助成した助成金について、基金協会からその状況について報告を受け、毎年度９月末までに地方農政局長に報告するものとする。
なお、この場合において、基金協会は、過去に実施した追加的信用供与補助事業が直接採択事業を含む場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を経由せず地方農政局長に直接報告することも可能とする。
- ２ 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金を第１の４の（２）のイの（ウ）のｂの経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。
$$(A) = (B) \times (C) / (D)$$

（Ａ）は、信用基金に納付する額
（Ｂ）は、償却補填経費に充てる助成金の額
（Ｃ）は、（Ｂ）の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額
（Ｄ）は、（Ｂ）の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額（ただし、基金協会が保険金の支払いの請求をするときまでにその被保証者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額を控除した残額とする。以下同じ。）
- ３ 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。
- ４ 基金協会は、保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了した場合（基金協会の対象

区域の全ての保証付きプロジェクト融資に係る保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した場合をいう。以下同じ。)、事業実施主体が助成した助成金について、次の算式により算定された額を国庫に直接返還するものとする。

なお、事業実施主体から助成を受けた助成金について、第1の4の(2)のイの(ア)に定める方法により管理し、運用益等が生じている場合には、当該助成金に係る運用益等分を上記の返還する額に加えるものとする。

$$(A) = (B) - (C)$$

(A) は、国庫に返還する額

(B) は、基金協会が事業実施主体から助成を受けた助成金の合計額(5の返還済額を除く。)

(C) は、基金協会が第1の4の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てた額

- 5 基金協会は、保証対象プロジェクト融資に係る保証業務が終了する前であって、事業実施主体から助成を受けた助成金について当該業務が終了するまでに使用する見込みのない額がある場合には、当該額を国に直接返還するものとする。

第6 関係書類の整備

事業実施主体及び助成対象者は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、本事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で市町村交付規則等に定める処分制限期間を経過しない場合においては、6の管理関係書類を整理保存するものとする。

1 担い手支援計画関係書類

(助成対象者の場合)

- (1) 配分基準表に基づくポイント化の根拠となる資料
- (2) 成果目標に係る現状及び担い手支援計画承認年度から目標年度までの各年度の目標の設定に関する資料
- (3) 導入等した機械等の規模決定の根拠となる資料
- (4) 成果目標に係る実績の根拠となる資料
- (5) 事業実施主体が認める者の判断基準に適合することを証する資料(事業実施主体が認める者に限る。)

(事業実施主体の場合)

- (1) 事業実施主体が認める者の判断基準及び当該判断基準に適合することを証する資料(事業実施主体が認める者が存する場合に限る。)
- (2) 配分基準表等に基づくポイント化の根拠となる資料
- (3) 助成対象者の成果目標に係る現状及び担い手支援計画承認年度から目標年度までの各年度の目標の設定根拠を確認した資料
- (4) 助成対象者が導入等した機械等の規模決定の根拠を確認した資料
- (5) 助成対象者の成果目標に係る実績の根拠を確認した資料
- (6) 担い手支援計画の根拠となる資料
- (7) 第2の目標達成状況の報告等及び第3の事業の評価の根拠となる資料

2 予算関係書類

- (1) 予算書及び決算書

- (2) 分（負）担金賦課明細書
- (3) 代行施行によることの理由書（代行施行による場合に限る。）
- (4) その他

3 工事施工関係書類

（直営施行の場合）

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 工事材料検収簿及び同受払簿
- (3) 賃金台帳及び労務者出面簿
- (4) 工事日誌及び現場写真
- (5) その他

（請負施行、委託施行及び代行施行の場合）

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 入札てん末書
- (3) 請負契約書
- (4) 工事完了届及び現場写真
- (5) その他

4 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
- (4) その他

5 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書等

6 管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) 導入等した機械等の管理運営日誌又は利用簿等
- (4) その他

第7 フォローアップ

- 1 事業実施主体は、担い手支援計画に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、支援機関、関係機関及び融資機関並びに基金協会等との連携により、助成対象者の経営発展に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。
- 2 事業実施主体は、農業共済組合と連携し、助成対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

別表 1

事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準

目 標 項 目	目 標 水 準	
必須目標	以下の目標を必ず設定すること。	
付加価値額の拡大	事業実施主体が認める者以外の者	現状より付加価値額（農産物の生産・加工・流通・その他経営に係る付加価値額全体をいい、収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額を用いる。以下同じ。）の1割以上の拡大を行う。
	事業実施主体が認める者	現状より付加価値額の拡大を行う。
選択目標	配分基準表により、今後の取組に基づきポイント化している場合、当該ポイント化した項目に対応する成果目標を必ず設定すること。	
① 経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして現状より経営面積の拡大を行う。	
② 農産物の価値向上	新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売への取組、有機JASの認証取得等により、農産物の価値向上を行う。または、異分野の事業者との連携等により農産物の加工や新たな市場の開拓を行う。	
③ 農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な農業経営の展開を行う（品目転換を行うことを含む。）。	
④ 農業経営の法人化	農業経営の法人化を行う。	
⑤ 青色申告の取組	青色申告承認申請書を提出し、青色申告を行う。	
⑥ 環境配慮の取組	化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行う。	
⑦ 農作業の共同化	自らの経営にかかる農作業について、他の農業者と共同して行う。	
⑧ 労働時間の縮減	栽培・管理技術の改善、作業の効率化等により、農作業の一部又は全部の労働時間の削減に取り組む。	
⑨ 輸出の取組	GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）コミュニティサイトへの登録を行い、農産物の輸出を行う（他者との連携による取組を含む。）。	

（注） 選択目標は、原則として事業実施地区内で行う取組について設定するものとする。ただし、事業実施地区内で自ら生産した農産物と事業実施地区外の農業者から購入した農産物を用いて加工を行う場合など、助成対象者の取組の範囲が事業実施地区の範囲を超える場合には、助成対象者の取組全体を選択目標と設定することができるものとする。

別表 2

附 帯 事 務 費 の 率

	都 道 府 県 附 帯 事 務 費	市 町 村 附 帯 事 務 費	充 当 率	備 考
附 帯 事 務 費 の 率	1.7%以内	0.4%以内	1/2以内	

注： 都道府県附帯事務費のうち専任職員設置に要する経費の補助は、原則として都道府県附帯事務費助成金総額の2割以内とする。

別表 3

附 帯 事 務 費 の 使 途 基 準

(1) 都道府県附帯事務費

区 分	内 容
給 料	補助事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含む。）に対する一般職給（管理職の地位にある職員は除く。）、非常勤職員（フルタイム）に対する給与
報 酬 職 員 手 当 等	非常勤職員（パートタイム）に対する報酬、委員手当 給料又は報酬が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び児童手当
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
共 済 費	給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金、賃金又は報酬が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費 需 用 費	謝金 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） 自動車損害保険料（補助事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限る。）
使用料及び賃借 備 品 購 入 費 委 託 料 公 課 費	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料 当該事業実施に直接必要な貨客兼用自動車、事業用機械器具等購入費 自動車重量税（補助事業で取得したのものに限る。）

(2) 市町村附帯事務費

区 分	内 容
給 料 報 酬 職 員 手 当 等	非常勤職員（フルタイム）に対する給与 非常勤職員（パートタイム）に対する報酬、委員手当 給料又は報酬が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び児童手当
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
共 済 費	給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金、賃金又は報酬が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費 需 用 費	謝金 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 委 託 料	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） 会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料 当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費

注：（１）及び（２）の人件費（給料、報酬等）の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

別表 4

配 分 基 準 表

項 目	配 点 の 水 準	点 数
① 付加価値額の拡大	ア 付加価値額の拡大率の目標ポイント 目標年度の付加価値額の拡大率の目標が事業実施主体が認める者以外の者にあつては（ア）、事業実施主体が認める者にあつては（イ）に該当している。ただし、⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。 （ア）付加価値額の拡大率の目標ポイント（対象：事業実施主体が認める者以外の者（⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。））	
	a 現状の付加価値額の10%以上の増加	1 点
	b 現状の付加価値額の15%以上の増加	2 点
	c 現状の付加価値額の20%以上の増加	3 点
	d 現状の付加価値額の30%以上の増加	4 点
	e 現状の付加価値額の40%以上の増加	5 点
	f 現状の付加価値額の50%以上の増加	6 点
	g 現状の付加価値額の60%以上の増加	7 点
	（イ）付加価値額の拡大率の目標ポイント（対象：事業実施主体が認める者（⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。））	
	a 現状から3%以上の増加	1 点
	b 現状から10%以上の増加	2 点
	c 現状から16%以上の増加	3 点
	d 現状から21%以上の増加	4 点

e 現状から25%以上の増加	5 点
f 現状から28%以上の増加	6 点
g 現状から30%以上の増加	7 点

イ 付加価値額の拡大額の目標ポイント

目標年度の付加価値額の拡大額の目標（⑩新規就農のポイント加点を受ける者の場合は目標年度の付加価値額の目標）が⑩新規就農のポイント加点を受ける者にあつては（ウ）、それ以外の者であつて事業実施主体が認める者にあつては（イ）、事業実施主体が認める者以外の者にあつては（ア）のいずれかに該当している。

（ア）付加価値額の拡大額の目標（対象：⑩新規就農のポイント加点を受ける者以外の者であつて事業実施主体が認める者以外の者）

a 100万円以上	1 点
b 150万円以上	2 点
c 300万円以上	3 点
d 400万円以上	4 点
e 650万円以上	5 点
f 1,000万円以上	6 点
g 1,500万円以上	7 点

（イ）付加価値額の拡大額の目標（対象：⑩新規就農のポイント加点を受ける者以外の者であつて事業実施主体が認める者）

a 50万円以上	1 点
b 60万円以上	2 点
c 70万円以上	3 点

	d	80万円以上	4 点
	e	100万円以上	5 点
	f	120万円以上	6 点
	g	150万円以上	7 点
	(ウ) 付加価値額の目標（対象：⑩新規就農のポイント加点を受ける者）		
	a	基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）以上	2 点
	b	基準額の10%増し以上	3 点
	c	基準額の20%増し以上	4 点
	d	基準額の30%増し以上	5 点
	e	基準額の40%増し以上	6 点
②経営面積の拡大	事業実施主体が認める者以外の者にあつてはア、事業実施主体が認める者にあつてはイのいずれかの取組に該当している。 ア 経営面積の拡大（対象：事業実施主体が認める者以外の者）		
	a	農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha（施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	5 点
	b	農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha（施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	4 点
	c	農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を	

	行うこととしている、又は目標年度に現状より 4 ha（施設園芸作の場合は 20%、果樹作の場合は 10%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。		3 点
	d 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より 2 ha（施設園芸作の場合は 10%、果樹作の場合は 5 %）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。		2 点
	e 上記 a から d までに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。		1 点
	イ 経営面積の拡大（対象：事業実施主体が認める者）		
	経営面積の拡大を行うこととしている。		2 点
③農産物の 価値向上	事業実施前 3 年度内に新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売の取組等により、農産物の価値の向上等に取り組んでいる。	1 点。 ただし事業実施主体が認める者の場合は 2 点。 なお、有機 J A S の認証を受けている場合又は受けることとしている場合は、1 点加点する。	
④農業経営 の複合化			
	ア 土地利用型作物の生産、園芸作物生産などを組み合わせ、複合的に経営を展開している。		1 点
	イ 品目転換について、a 又は b の取組に該当している。		
	a 事業実施前 3 年度内に経営面積又は農産物売上高（農産物の生産・加工に係る売上高をいう。以下同じ。）の 3 割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。		1 点
	b 事業実施前 3 年度内に経営面積又は農産物売上高の 4 割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。		2 点

⑤ 経営管理 の高度化		
	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	2 点
	イ GLOBALG.A.P.又はASIA GAPの認証を取得している。	1 点
	ウ 青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1 点
	エ 農業版BCP（事業継続計画）を策定している。	1 点
⑥ 環境配慮 の取組	事業実施前3年度内に化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	
⑦ 農作業の 共同化	[対象：事業実施主体が認める者] 事業実施主体が認める者であって、自らの経営に係る農作業について他の農業者と共同して行っている又は目標年度までに行うこととしている。	
⑧ 労働時間 の縮減	[対象：事業実施主体が認める者] 事業実施主体が認める者であって、栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間についてaからcの取組に該当している。	
	a 目標年度までに10%以上縮減する。	1 点
	b 目標年度までに20%以上縮減する。	2 点
	c 目標年度までに50%以上縮減する。	3 点
⑨ 輸出の取組	農産物の輸出を行う（他者との連携による取組を含む。）。	1 点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 現在、農産物の輸出の取組（他者との連携による取組を含む。）を行っている場合には、1点加点する。

		b 輸出事業計画の認定を受けている、又は認定を受けた輸出事業計画に連携者として位置付けられている場合には、1点加点する。 c 目標年度までに農産物売上高の15%以上を輸出に振り向ける場合には、1点加点する。	
⑩新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	2点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 50歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員の過半が50歳以下である場合に限る。）は、3点加点する。 b 農業次世代人材投資資金（経営開始型）等の交付期間中に経営を発展させて交付を終了した者である場合には、1点加点する。	
⑪農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	1点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 就農に向けて必要な技術等を習得できる経営体として都道府県が認めた者である場合には、1点加点する。 b aの加点対象者が受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合には、独立した農業研修生1名につき1点（3名以上は一律に3点）加点する。	
⑫女性の取組	以下のいずれかに該当する取組である。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者に限る。） イ 代表者が女性である又は役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っており、女性が当該部門の責任者であるもの		3点

⑬ 関係機関等によるサポート体制の構築	[対象：事業実施主体が認める者] 事業実施主体が認める者であって、本事業をはじめとする経営発展に向けた取組について、農業協同組合・農業協同組合連合会、農業経営相談所等の関係機関・支援機関のサポート体制が構築されている。	1 点
⑭ 中山間地域での取組	[対象：事業実施主体が認める者] 事業実施主体が認める者であって、本事業により導入した機械等を活用する農地等の概ね 8 割が中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年 4 月 1 日付け12構改 B 第38号農林水産事務次官依命通知）第 4 の対象地域であり、かつ同要領第 4 の対象農用地が存在する地域内の農地である。	0.5 点

注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として、事業実施地区内での取組により算定するものとする。

2 営農類型は、別紙様式第 3 号別添 1 に規定する「融資主体型補助事業整理番号表」の②の営農類型の区分に基づくものとする。

3 ⑤経営管理の高度化の配点の水準欄のアのうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画が提出されている場合に限るものとする。

4 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。

5 ⑬関係機関等によるサポート体制の構築に該当するとして加点する場合は、農業協同組合・農業協同組合連合会等の関係機関又は農業経営相談所等の支援機関が、当該事業実施主体が認める者の経営発展に向けて具体的な支援内容・方法等を記載したサポート計画を提出している場合に限るものとする。

別表 5

地 区 配 分 基 準 表

項 目	配 点 の 水 準	点 数
①担い手への農地集積	事業実施要望地区における中心経営体である地域の担い手に対する現状の農地集積率が80%以上である。	平均ポイントに1点加点する。
②農地集積割合の増加	事業実施前3年度内に事業実施要望地区の中心経営体である地域の担い手への農地集積の取り組みを進め、3年度前より地区の中心経営体である地域の担い手への農地集積率が1割以上増加している。	平均ポイントに1点加点する。 ただし、左記のうち事業実施前年度から増加した農地集積面積のうち3割以上が農地中間管理機構を活用している場合は平均ポイントに2点を加点する。
③人・農地プランの実質化の取組	ア 事業実施要望地区に係る既存の人・農地プランについて、既に実質化されている、又は担い手支援計画の承認までに実質化することとしている。	平均ポイントに2点加点する。
	イ 事業実施要望地区に係る人・農地プランの実質化に向けた工程表（進め方通知の5の（1）に定める工程表をいう。）を既に公表している、又は年度内に公表することとしている。	平均ポイントに1点加点する。
④地区の状況	事業実施要望地区が中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の対象地域であり、かつ同要領第4の対象農用地が存在する地域である。	平均ポイントに0.5点加点する。

注：1 ③のアの既存の人・農地プランについて、既に実質化されているか否かの判断は、進め方通知に基づき行うものとする。

2 ③のアの実質化されている人・農地プランには、進め方通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び進め方通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含むものとする。

3 ③のアの「担い手支援計画の承認までに実質化することとしている」として加点する場合は、人・農地プランを実質化する取組計画を提出すること。

令和 年度担い手確保・経営強化支援計画書

☐	適切な人・農地プランの作成等がされている地区	☐	人・農地プランの作成等がされていないが農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者が営農範囲とする地区
--------------------------	------------------------	--------------------------	--

(注) 該当する項目の□にチェックを入れること。

都道府県名	市町村名	地区名	農業地域類型	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

(注) 1 農業地域類型欄には、地区の農業地域類型(都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域)を記載すること。
2 隣接しない複数の地域を事業実施地区とする場合は、助成対象者の農地の集積・集約化に向けた計画を添付すること。

I 事業実施地区の成果目標

1 地区の成果目標

(単位:人、経営体)

成果目標項目			1年度目	2年度目	3年度目 (目標年度)
		助成対象者区分			
必須 目標	付加価値額の拡大	事業実施主体が認める者 以外の者			
		事業実施主体が認める者			
選択 目標	①	経営面積の拡大			
	②	農産物の価値向上			
	③	農業経営の複合化			
	④	農業経営の法人化			
	⑤	青色申告の取組			
	⑥	環境配慮の取組			
	⑦	農作業の共同化			
	⑧	労働時間の縮減			
	⑨	輸出の取組			

(注) 1 別紙様式第1号別添1の経営体調書により各助成対象者が設定した成果目標に基づき、各成果目標項目を設定した延べ助成対象者数を記載すること。
2 事業実施地区全体で付加価値額の1割以上の拡大を目標とする場合(助成対象者区分の「事業実施主体が認める者」を除く。)には、付加価値額の拡大の各年度欄の下段に行を追加し、各助成対象者が設定した定量的な目標値の合計(分子)と現状値の合計(分母)を円単位で記載すること。

[成果目標の事後評価の具体的な検証方法]

成果目標項目	事後評価の検証及びフォローアップの方法